

次期計画の施策体系

福岡市福祉のまちづくり条例 基本理念

- ① すべての市民が個人として尊重される社会
- ② すべての市民が生きがいをもてる社会
- ③ すべての市民が地域での生活を保障される社会
- ④ すべての市民が相互に支え合い連帯する社会
- ⑤ すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会
- ⑥ すべての市民が安全かつ快適に生活できる社会
- ⑦ すべての市民が積極的に福祉の国際交流を行う社会

条例の基本理念を 実現するための 保健福祉総合計画

【現計画の理念を踏襲】

市民が自立し、かつ相互に連携して支え合うという精神のもとに、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる、ハード・ソフト両面に調和のとれた、健康福祉のまちづくり

次期計画の施策体系

【3つの視点】

視点1：自助 生きがいのある健康な暮らし

～いきいきと健やかに暮らせる 社会参加と健康づくりの推進～

市民一人ひとりが利用しやすい保健福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、自主・自発的な社会参加活動や継続的な健康づくりを推進することにより、“生きがいのある健康な暮らし”の実現を目指します。

① ②

視点2：共助 支え合いのある地域づくり

～相互に支え合い、尊重し合える 地域福祉の総合的な推進～

地域での支え合い活動への関心を高め、活動に参画しようという意識を醸成するため教育・学習の機会を拡充し、また、活動の担い手となる人材を育成するとともに、活動の活性化を図り、活動の輪を広げることにより、“支え合いのある地域づくり”を推進します。

④ ⑤ ⑦

視点3：公助 安全・安心な市民生活

～いつまでも住み慣れた地域で 安全・安心に暮らせる基盤整備 の推進～

各種社会保障制度をはじめとする保健福祉サービスや、医療体制、健康危機管理体制などの暮らしを守るセーフティネットが必要な時に適切に利用できるよう基盤整備を推進し、いつまでも住み慣れた地域で暮らせる、“安全・安心な市民生活”の実現を目指します。

③ ⑥

【基本施策】

- 1 市民一人ひとりへの適切な情報提供
(必要な情報がわかりやすく得られる)
- 2 相談しやすい体制づくり
(身近に気軽に相談できる)
- 3 良好なサービスを選択できる仕組みづくり
(必要なサービスを必要な時に得られる)
- 4 社会全体で進める生きがい・健康づくり
(元気で健康に生きがいを持って生活する)
- 1 学習・教育機会の拡充
- 2 人材の育成
- 3 地域における保健福祉活動の活性化
- 4 要援護者の支援
- 1 生活の安定確保
- 2 生活の安心確保
- 3 医療体制・健康危機管理体制の充実
- 4 ユニバーサルなまちづくり
- 5 暮らしの衛生向上